

部活動に係る活動方針

大阪府立東住吉支援学校

1. 部活動の目的

- (1) 共通の興味・関心のもとでの集団活動を通じ、協調性や連帯感を育てる。
- (2) 個々の能力を伸ばし、自主性や自発的な態度、習慣を身につける。
- (3) 校内外の活動を通して、社会のルールやマナーを守り行動する力を身につける。

2. 運営について

- (1) 年間の指導計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行う。
- (2) 部活動部員の募集は、年度当初、知的障がい教育部門（B 部門） 中学部・高等部に「放課後クラブ活動について」で周知する。
- (3) 部活動の顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 休業日及び活動時間の設定について

- (1) 課業日の活動時間は、授業終了後から 17 時までとする。
- (2) 休養日の設定は、部活動の顧問が設定する。
- (3) 対外試合を除く、土曜日及び日曜日のうち少なくとも 1 日を休業日とする。
- (4) 長期休業中の活動日、活動時間は顧問より事前に知らせる。

4. 指導について

- (1) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (2) 仲間と協力しながら友情を深めるとともに、生涯にわたる心身の健康保持、増進を図る。
- (3) 体罰はいかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たることとする。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度の負担とならないように配慮する。